

生活クラブ長野 新型コロナウイルス感染症に対する「対応策のガイドライン」 2020/11/19 更新版 対策会議

長野県新型コロナウイルス感染症・警戒レベルと県の対応策					生活クラブ長野 対応策ガイドライン			
レベル	圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準(目安)	全県の感染警戒レベルの引上げ基準(目安)	アラート(警戒情報)	状態	県の対応策	組合員活動(開催地)	事業所・職員(所在地・勤務地)	人の往来について
1	—	—	平常時	感染者の発生が落ち着いている	「新しい生活様式」の定着の促進	感染予防策を継続し、平常の、組合員活動に取り組む。	【職員】健康管理(体調不良で出勤しない)、対面時マスク着用、手洗いの徹底。 【施設】 ①健康管理、参加名簿を記録(議事録) ②アルコール消毒液設置、こまめな換気、拭取り清掃1日1回以上実施。(配送車両含め) ③人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける。可能な限り真正面を避ける。 ④飲食は個々に、対面ではなく横並びで座る、おしゃべりは控えめに。 ⑤重症化リスクの高い人は参加を見合わせ。また、参加は強制しない。	レベル4の圏域との往来は必要性をあらためて検討し、慎重に判断する。
2	人口10万人当たり2.0人以上。 (人口10万人以下は4人以上)	人口10万人当たり1.0人以上	注意報	感染が確認されており注意が必要	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していたとき、より慎重な行動を要請。	感染予防策を継続し、必要な、組合員活動に取り組む。 【会議】実出席可 【イベント】飲食をメインとしない(試食可)、参加者が特定できるは、実施可。		
3	人口10万人当たり5.0人以上。 (人口10万人以下は8人以上)	人口10万人当たり2.5人以上	警報	感染の拡大に警戒が必要	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの厳守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強化に推進。	感染予防策を継続し、必要度が高い、組合員活動に絞り取り組む。 【会議】討議決定のプロセスの必要度が高い議案は実出席可。 【イベント】必要性を慎重に判断する。(30人規模までとし、試食は行わない)		
4	人口10万人当たり10.0人以上 (人口10万人以下は16人以上)	人口10万人当たり5.0人以上	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要	ガイドラインを厳守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保。	会議を含め実際に集まる組合員活動は停止。 【会議】基本は書面・リモートでの対応。 【イベント】停止。	*上記に加え下記感染予防策を強化。 ①毎日の検温・記録義務 ②単協会議入室検温(非接触検温) ③事務所内仕切りの設置 ④業務の感染リスク減らす。(配達時対面受取は行わない) ⑤レベル4の地域において、職員の会食・外食等を控える。	
5	人口10万人当たり概ね20.0人以上 (人口10万人以下は31人以上)	人口10万人当たり概ね10.0人以上	非常事態宣言(県独自)	感染が顕著に拡大している	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを厳守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保。	レベル5の圏域においては共同購入事業の継続に専念する。 (展示会は中止)	*上記に加え下記感染予防策を強化。 ①可能な部署は在宅勤務を認める ②業務応援、定時帰宅の推奨 ③県の要請に基づき、職員・職員の家族は感染予防(会食・外食等控える)に努める。	
6	—	—	緊急事態宣言(特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある	緊急事態措置の実施を検討。	単協全体で統一して、共同購入事業の継続に専念する	・国の要請に基づき、職員・職員の家族は感染予防(会食・外食等控える)に努める。 ・小学校休校による出勤に影響のでる職員に「新型コロナ対応休暇」を付与。	*活動において、レベル5の圏域との人の往来は停止。

※11/12 長野県の警戒レベルの引上げ基準が修正となりました。直近1週間の新規感染者数を目安に感染拡大リスクの総合的な判断を重視して警戒レベルが発表されます。詳しくは長野県のホームページを参照ください。